

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、グループとして、透明性の高い意思決定プロセスの確立、経営の監視・監督機能の充実及び適時適切な企業情報の開示が重要であると認識しております。

事業活動を通じたCSR(企業の社会的責任)の実践に努め、経営の健全性、透明性及び効率性を高めるという視点に立ち、コーポレート・ガバナンスを強化し、長期安定的な企業価値の向上を図ることで、株主・取引先・従業員などすべてのステークホルダーとの間で、公正かつ信頼ある関係を構築してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子製紙株式会社	16,389,722	10.91
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製紙口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	14,020,000	9.33
株式会社みずほ銀行	6,986,928	4.65
株式会社三井住友銀行	5,036,483	3.35
日本紙パルプ商事持株会	4,905,111	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,291,000	2.19
中央三井信託銀行株式会社	3,270,000	2.17
株式会社十六銀行	3,215,000	2.14
北越紀州製紙株式会社	3,101,602	2.06
中越パルプ工業株式会社	2,584,399	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

中央三井信託銀行(株)は、平成24年4月1日をもって住友信託銀行(株)および中央三井アセット信託銀行(株)と合併し、三井住友信託銀行(株)となっております。なお、住友信託銀行(株)は当社の株主であり、当事業年度末における2社合算での所有株式数は5,089,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.38%であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、監査役監査に活用しております。また、監査役監査計画と監査結果を内部監査室に伝達し、監査役監査と内部監査の基本方針、重点課題・対象部門・個別テーマ・監査時期・監査範囲・監査体制等を相互に確認し、監査役監査に実効的に活用しております。

内部監査室は、内部監査等の計画を作成するにあたり、会計監査人と協議し、計画を作成しております。

会計監査人は、内部監査室を通じて当社グループと往査日程等の調整を行っております。

会計監査人は監査役に、監査及び四半期レビューの計画の概要を説明しており、また、四半期毎に監査又は四半期レビューの結果としての意見又は結論に至る過程の概要を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
吉村正貴	弁護士										○
小貫裕文	公認会計士				○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)

吉村正貴		当社が顧問契約を結んでいる丸の内法律事務所の弁護士です。	弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくために選任しております。
小貴裕文	○	小貴公認会計士事務所を開設しております。	公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくために選任しております。 <独立役員指定理由> 小貴氏及び小貴公認会計士事務所と当社との間には、社外監査役としての報酬以外に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬制度改定の一環として役員退職慰労金制度を廃止する一方で、その代替の一部として株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。取締役のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、平成23年6月29日開催の第149回定時株主総会において年額45百万円を上限とする報酬枠を設けるとともに、次の具体的な内容を決議しました。

■取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の概要

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の個数 1年間の上限を450,000個
目的となる株式の種類 当社普通株式
1個あたりの株式の数 1株
2. 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とする。
5. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記4の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものとする。その他の行使の条件については、当社取締役会において決定するものとする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることとする。
8. 新株予約権のその他の内容
上記1から7の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役及び執行役員に対して、報酬と業績や株式価値との連動性を高め、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や志気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成24年3月期の取締役の報酬等の額につきましては、当社ホームページの「株主総会情報」サイトに掲載しております「第150回定時株主総会招集ご通知」の添付書類である、事業報告をご参照ください。
URL: <http://www.kamipa.co.jp/ir/stock/meeting/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

平成23年6月29日開催の第149回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を次のとおりとしております。

1. 年額報酬

当社の取締役の報酬額については、機動的な報酬政策の運用を可能とするため年額報酬額とし、その総額は、年額350百万円以内としております。年額報酬の額は、当社における取締役としての業務執行の状況・貢献度等を基準とし、業績運動を勘案した賞与も年額報酬の枠内として算定しております。

2. ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬

上記の取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬として、年額45百万円を上限とする報酬枠を設けております。役員退職慰労金を廃止する一方で、その代替の一部として、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や志気を一層高めることを目的とし、当社の取締役に對し新株予約権を割当てることとしております。この新株予約権は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする、株式報酬型ストックオプションであります。

また、新株予約権発行の際の公正価値による払込金額の払込みに代えて、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬に基づく取締役の報酬債権をもって相殺するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや専任の担当者は、設置していません。なお、スケジュール管理等を経営管理本部秘書室が担当するほか、必要に応じて内部監査室及び内部統制部門を含む業務執行部門が補佐を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

＜会社の企業統治の体制の概要＞

当社は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社並びに監査役会設置会社であります。また、執行役員制度を平成22年6月29日付で導入しております。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」の定めにより、原則毎月1回(必要に応じて随時)開催し、法定事項および重要な業務執行について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役の員数は、平成24年7月現在において7名であり、任期は1年としております。

執行役員の任期は1年であり、執行役員の選任、解任及び各執行役員の職務分担は取締役会で決定いたします。執行役員の員数は、平成24年7月現在において、代表取締役を除く取締役5名と元従業員18名の計23名が就任しております。

取締役を兼任する執行役員は、当社グループ全体に共通する経営目標の達成を目指して重要な経営目標ごとに社長を補佐する「統括」を職務としております。統括の員数は、平成24年7月現在において洋紙営業統括、板紙・家庭紙・原材料営業統括、海外事業・関連事業統括、管理・企画統括、グループ企業管理統括の5名としております。他の執行役員は、本部長、支社長等又は子会社の社長等を職務としております。

監査役は、3名のうち2名が社外監査役であり、1名が法律の分野、1名が財務及び会計の分野において豊富な経験と知識を有しております。また、常勤監査役は、財務・会計に関する実務経験を備えており、多角的な視点から監査を実施できる体制としております。なお、社外監査役の選任の基準又は方針は定めておりませんが、新たな社外監査役の選任においては、一般株主の利益保護の観点から、東京証券取引所の有価証券上場規程等を参考とし、その独立性確保に留意することとしております。

当社及び当社グループの経営及び業務執行に関する重要事項については、「経営会議規程」に基づき、代表取締役及び統括等で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、経営会議での十分な討議、審議を経て、取締役会に諮り、決定することとしております。また、業務執行につきましては、社長のもと各統括が、担当領域の総責任者として当社グループ全体を掌握し、それぞれの機能の強化及び業績の拡大を担います。

当社グループの経営管理につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、各グループ会社ごとに原則として統括を管理者に設定しております。各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要事項については事前に当社代表取締役の承認を得るとともに、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うものとしております。

当社ではこのほかに、「人事委員会規程」に基づき、当社グループの戦略的事業展開のために必要となる、重要な人事施策の決定やグループ最適の人材配置を行うことを目的として人事委員会を設置しております。人事委員会は、社長と統括等により構成しております。

CSR対応につきましては、「CSRに関する管理規程」に基づき、社長を最高責任者とする全社CSR委員会において具体的な計画を策定し、当社及び当社グループにおいて周知徹底するよう取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社では、当社グループ事業に精通した取締役に取締役会を構成することにより、経営効率の維持・向上を図っております。取締役の員数は、平成24年7月現在、7名であり、活発な議論と適切かつ迅速な意思決定が行える体制を採っております。また、事業年度ごとの経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としております。

さらに当社では、経営環境の急速な変化に対応すべく、職務責任を明確にし、業務執行の機動性を高めることを目的に執行役員制度を導入し、統括、本部長、支社長等の業務執行を委任しております。

当社は監査役3名のうち社外監査役を2名選任しており、客観的、独立的な立場から取締役の業務執行の適正性、会計処理の適法・適正な監査を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保しております。

監査役会は、原則、全監査役が出席し、毎月取締役会の数日前に開催し、取締役会の議案及び取締役の職務執行に係る事項の監査を行っております。また、全監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは適法性の観点から意見を述べております。監査役会は、毎月取締役会終了後に代表取締役との連絡会を開催し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、常勤監査役は経営会議に出席し、監査に不可欠な経営情報を入手するとともに、適宜意見を述べております。

以上のことから、当社は、社外取締役に期待される機能である監視・監督機能は確保されていると考えており、社外取締役が不在であっても、コーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に向けて検討中であります。
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の株主総会から議決権行使の電子化を実施しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算短信及び第2四半期決算短信公表後に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL (http://www.kamipa.co.jp/ir/) 適時開示情報をはじめ、決算短信、決算説明資料、株主総会情報、配当金情報、中期経営計画説明資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	特定の部署は設置していませんが、経営管理本部及び経営企画本部で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	すべてのステークホルダーとの信頼関係を確立し、維持することがCSRの基本であるとの認識のもと「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」にその旨を定め、取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、平成13年1月にISO14001の認証を取得以来、環境マネジメントシステムの実践に取り組んでおります。当社は、CO2排出量の削減・省エネ・省資源・廃棄物排出量の削減及び再資源化、グリーン製品の優先調達のほか、古紙等の再資源化事業の強化、再生紙及び環境配慮型商品の需要拡大への対応、環境イベントの継続的な開催などを実践しております。 CSR活動については、平成17年4月から活動を開始し、毎年策定する全社CSR取組計画・部門取組計画を着実に実践するとともに、平成19年度からは当社グループ全体の活動と位置付け、取り組んでおります。 CSR活動や環境保全活動につきましては、「社会・環境報告書」に取りまとめ、ホームページ等に掲載し公表しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」において、積極的な情報開示を定め、株主を含めたすべてのステークホルダーに対し、企業情報を積極的かつ公正に開示し、社会とのコミュニケーションに努めることとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、平成20年5月28日及び平成22年7月23日開催の取締役会において改訂しております。

当社では、事業活動におけるリスクの低減と、適正かつ効率的な業務を確保するためには、実効性のある内部統制システムの整備が重要な経営課題であると考えます。

この考え方に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し実践するとともに、進捗状況のモニタリングを継続的に行い、企業価値の更なる向上を目指す所存です。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. コンプライアンス体制の基礎として、当社及び当社グループの役員員の行動規範として「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」及び「日本紙パルプ商事グループ役員員行動基準」を定め、経営者が率先垂範するとともに当社及び当社グループへの周知徹底を図りCSR活動に則った事業活動を推進する。
 2. コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を最高責任者とする「**全社CSR委員会**」及びその下部組織として「**全社CSR推進委員会**」「**部門別CSR委員会**」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。CSR活動については、以下の4項目を重点課題とし、年度毎に取組計画を策定、見直しを行い、当社及び当社グループ全体で取り組む。
 - 1) コンプライアンスの徹底
 - 2) 自由で公正な取引の徹底
 - 3) 環境保全活動の徹底
 - 4) リスク管理の徹底
 3. 取締役会については、「**取締役会規程**」に則り適切な運営を行い、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 4. 監査役は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役の職務執行に対する監督強化を図る。
 5. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 6. 法令違反や社内不正、企業倫理に違反する行為などに関しては、従業員等が直接相談、通報できる専用窓口を社内及び社外に設置し、「**企業倫理ヘルプライン運営規程**」に基づき運用を行う。
 7. 財務報告の信頼性の確保に関しては、**内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築**を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等に対する適合性を確保する体制の整備・運用を推進する。
 8. 内部監査部門として業務執行部門から独立して設置した**内部監査室**が、「**内部監査規程**」に基づき関連各部門と連携・分担しながら、当社及び当社グループの内部統制の整備・運用状況を継続的に監査し、社長へ報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 株主総会、取締役会、経営会議等経営に関する重要な会議の議事録や、稟議書等経営の意思決定に関する文書については、「**文書管理規程**」に基づき適切に保存、管理する。
 2. 情報管理については、「**情報管理規程**」において情報管理の基本方針、情報管理体制を規定し運用するとともに、機密情報及び個人情報の取り扱い、並びに社内情報システムの取り扱いについて、社内規程を定め適切に管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. リスク管理体制については「**リスク管理基本規程**」に基づき、「**全社CSR委員会**」の下部組織として「**リスク管理委員会**」を設置し、リスクの洗い出し、分析、評価、対応の優先順位付け、個別リスクの取組み施策の策定を行い、リスクの低減に継続的に取り組む。
 2. 当社の経営や事業等に多大な悪影響を及ぼすおそれのあるリスクが顕在化した際は、「**リスク管理基本規程**」に基づき、社長を最高責任者とする「**危機管理委員会**」を設置し、緊急事態への迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止及び最小化、危機の収束、再発防止を行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 「**取締役会規程**」の定めにより、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 当社の経営方針及び中期経営計画等の経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において十分な討議を経て、取締役会で執行決定を行う。
 3. 「**取締役会規程**」及び「**執行役員規程**」の定めにより、取締役会において執行役員を選任するとともに、その業務分担を定め、業務執行の明確化を図り効率的な執行ができる体制とする。
 4. 業務執行については、「**組織及び職務権限規程**」に基づき、それぞれの責任者が適切かつ効果的な業務が可能となる体制を確保すると同時に、各部門の中期経営計画、予算の達成に向け具体策を立案し、実行する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 1. 当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置き、「**全社CSR委員会**」が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。また、当社グループの全てに適用する行動指針として、「**日本紙パルプ商事グループ役員員行動基準**」を定め、これを上位規範としてグループ各社で諸規程を定める。
 2. 当社グループの経営管理については、「**関係会社管理規程**」に則り、その自主性を尊重しつつ、重要事案については、当社への事前承認制度による子会社経営管理を行うものとし、必要に応じて当社取締役会での承認、報告を行うなど、グループ会社の管理を徹底する。
 3. 当社グループにおいて、当社からの不当な指示等、コンプライアンス上問題がある場合には、当該グループ会社のコンプライアンス推進担当者が当社監査役に報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が監査役業務補助のための使用人を置くことを求めた場合、監査役補助者を置くこととする。監査役補助者の報酬・処遇その他人事のほか独立性を確保するための事項については、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 2. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況について把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じていつでも、取締役または使用人に説明を求めることができることとする。
 3. 取締役及び使用人は、企業倫理ヘルプライン制度の適切な運用を維持することにより、内部通報の内容等法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 4. 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。また、必要に応じ監査役・会計監査人・内部監査室との意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、毅然とした態度で臨むことが、企業としての使命であることを基本姿勢とし、当社グループ企業行動憲章にその旨を定め、当社及びグループ会社の役員員に周知徹底を図っております。

(2) 整備状況

上記当社グループの考え方を実践するため、当社グループ役員員行動基準において、反社会的勢力に対する行動基準を以下のとおり定めております。

1. 反社会的勢力とは、一切関係を持たず、利用しない。

2. 反社会的勢力からの不当な要求には、毅然とした態度で臨み、金銭を渡したり便宜を図ることは一切しない。
3. 万一、反社会的勢力から脅威を受けたり被害を受ける恐れがある場合は、経営管理本部総務部に報告され、リスク管理委員会が顧問弁護士及び警察などと連携を取り対応する。
また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に参加し、情報の収集に努めるとともに、所轄警察署や顧問弁護士と連携を図り、不測の事態に備える。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 適時開示の基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する説明責任を果たし、社会からの更なる信頼を獲得するべく、企業情報を適時、的確かつ公平に開示することを基本姿勢としております。

当社は、「日本紙パルプ商事グループ企業行動憲章」を制定し、法令等の遵守はもとより企業倫理、社会規範に則った行動や、自由かつ公正な企業活動などの行動指針を掲げるとともに、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。また、本行動憲章を実現するために、全役職員の行動規範として、「日本紙パルプ商事グループ役員行動基準」を定め、周知徹底を図っております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)概要

当社は、管理・企画統括(担当取締役)を情報取扱責任者とし、管理・企画統括のもと経営管理本部及び経営企画本部の関係部署にて所管する適時開示情報を作成し、社内における確認のほか必要に応じ監査役、会計監査人及び顧問弁護士等の監査及び助言を受けたうえ、経営管理本部総務部にて適時開示情報の管理及び開示手続きを行っております。また、適時開示情報はTDnetによる開示のほか、開示後速やかに当社ホームページにおいて公開しております(「適時開示に係る社内体制図」参照)。

(2)決定事実の適時開示

当社に係る重要な決定事実は、取締役会の決議に基づき適時開示を行っております。当社では、取締役会を原則毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会議案は、当社の「取締役会規程」に基づき取締役会に付議し、審議・決議しております。決議事項のうち開示対象となる重要な決定事項は、当該取締役会終了後直ちに開示の手続きを行っております。なお、開示文案につきましては各事案における所管部が作成し、管理・企画統括の確認のもと総務部が開示の手続きを行っております。

(3)発生事実の適時開示、決算情報の適時開示

当社に係る重要な発生事実は、社内各部門長から管理・企画統括に報告を行う体制をとっております。報告された情報は、経営管理本部及び経営企画本部の関係部署において、適時開示の対象となる事項を確認し、総務部が開示の手続きを行っております。決算情報につきましても同様に、決算情報担当の主計部から経営企画本部本部長、管理・企画統括に報告を行い、適時開示の対象となる事項を確認し、総務部において開示の手続きを行っております。

(4)子会社に係る情報

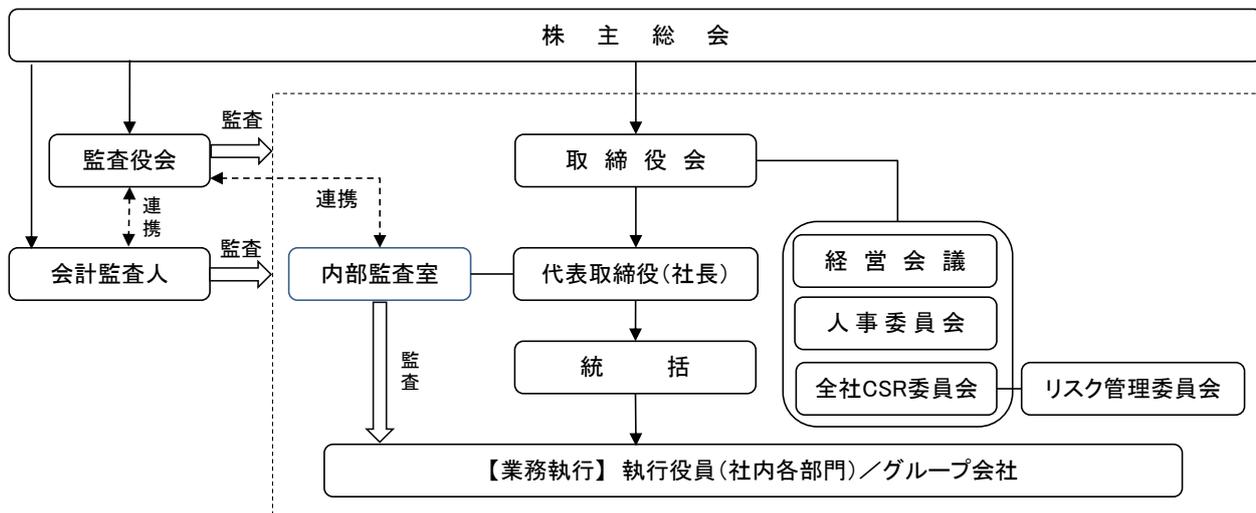
当社では、「関係会社管理規程」を設け関係会社の管理を行っております。当社における関係会社管理責任者としては、個別ごとの関係会社の管理責任を負う第一次管理責任者と、第一次管理責任者の管理の状況を把握し全社的な面から適切な助言と指導を行う第二次管理責任者(グループ企業管理統括)を置いております。また、グループ企業管理統括のもと主管部として国内関係会社については関係会社部を置き、在外関係会社については海外事業管理部を置き管理に当たっております。子会社に係る重要な決定事実及び発生事実については、関係会社部又は海外事業管理部が経営企画本部本部長、グループ企業管理統括に報告し、管理・企画統括のもと経営管理本部及び経営企画本部の関係部署において、適時開示の対象となる事項を確認のうえ、総務部が開示の手続きを行っております。

3. 適時開示に関する社内周知

当社は、内部情報の管理、重要事実の公表、株式等の売買規制等に関して「内部情報管理及び内部者取引防止規程」を定め、東京証券取引所の開示規則に準拠した基準を設け管理しております。

この規程は当社役員に十分周知されており、重要事実が公表前に漏洩することを防止しております。

また、この規程により開示対象となる重要事実が発生した場合、または該当すると思われる事実が発生した場合、直ちに管理・企画統括に報告し対応することとしております。



適時開示に係る社内体制図

